



実現のための施策

第5章では、基本理念・みどりの将来像を実現するために設定した5つの基本方針ごとに、今後実施・検討していく施策を整理します。



The
Master Plan
of Green



5-1 施策体系

基本理念

豊かな暮らしを実現するまち
みんなでみどりを育み
いわくに

基本方針

基本方針
1

人と自然が共生する
環境形成のための
みどりを育む

基本方針
2

景観形成と
歴史・文化の背景としての
みどりを育む

基本方針
3

暮らしの安全・安心を
担保するみどりを育む

基本方針
4

市民の暮らしの
質を向上させる
身近なみどりを育む

基本方針
5

みどりを守り・育てる
体制や仕組みを育む

施策

骨格となる山林の保全
中山間地と市街地のバッファとなる里山の保全
河川の水辺環境の保全
海岸や干潟の保全
農地の保全

岩国市のシンボルとなる山林の保全
特徴的な農地の保全
市花・市木などの特徴的な樹木等の保全と創出
みどりによる市の玄関口の演出

安全・安心を担保するみどりの保全
避難場所としてのオープンスペースの活用

公園の再編・再生
未整備都市計画公園の整備など
その他公共施設緑地等の活用
街路樹の整備・管理
市街地の緑化の推進

公園の有効活用
公園の維持管理
人とみどりのつながりの強化
市民活動の支援制度の充実
人と人のつながりの強化
活動に対する表彰制度
みどりの情報の発信強化

具体施策

各種制度を活用した山林の保全 新規林業就業者の確保・育成 市民と連携した植樹活動
竹林の拡大防止 里山の活用・保全
河川周囲の山林も合わせた河川環境の保全 親水空間の整備・保全
通津、由宇などの海岸の保全 河口干潟の保全
農地の保全 遊休農地の活用 新規就農者の確保・育成

風致地区の指定による山林の保全
ハス田の保全 棚田の保全
サクラ・クスノキの保全と創出 みどりを守り・育てる仕組みづくりプロジェクト 錦川沿いの美竹林の保全
岩国市中心市街地活性化基本計画エリア内の緑化重点地区の指定

森林法等に基づく、防災のための山林の保全 防災のための農地の保全 防災のための河川の保全
広域避難場所に指定されている大規模公園の防災機能の強化 一時的な避難機能を有した街区公園の整理と周知 多目的広場（愛宕山地域）の整備

公園の再編・再生プロジェクト
岩国運動公園の整備 長期末整備都市計画公園の見直し
その他公共施設緑地等の活用
街路樹の整備 街路樹の維持管理 街路樹のリニューアル 街路樹の意識啓発
公共空間の緑化の推進 公共建築物の屋上・施設内・壁面緑化の推進 住宅地緑化の啓発の推進 緑地協定等による緑化の誘導 民有地の壁面緑化等の推進

公園でのイベント開催 公園の芝生化
公園管理協力員制度の継続 トイレ清掃協力員制度の継続 アダプト制度導入による維持管理
自然体験教室の充実 自然と触れ合う体験型旅行の誘致 環境学習などの活動の推進 市民農園の普及促進
岩国市緑化推進委員会による支援 交付金制度による支援
人的ネットワークの構築 みどりに関する人材の育成 企業の CSR 活動の促進
みどりの活動に対する表彰制度
みどりに関する情報の一元化 みどりに関する情報の発信

5-2 実現のための施策の展開

基本方針1 人と自然が共生する環境形成のためのみどりを育む

【骨格となる山林の保全】

● 各種制度を活用した山林の保全

山口県が実施している森林づくりに関する事業等を活用して、森林の多面的機能を発揮させるため、混交林への誘導、繁茂した竹の伐採など豊かな森林づくりを図ります。



▲ 美川町での公益森林整備実績（左：施工前、右：施工後）

出典：平成25年度やまぐち森林づくりレポート（山口県）

● 新規林業就業者の確保・育成

新規就業者の確保・育成のため、林業に必要な基本的技術の修得を支援するなど、組合等の林業経営体への雇用促進を図ります。

● 市民と連携した植樹活動

市有地に保水力の優れた広葉林を植樹することにより、水源涵養林を整備し、併せて、豪雨時の森林の表土の流出の防止等災害防止や、大気中の二酸化炭素の吸収等地球温暖化防止に資するとともに、環境教育を目的に小学生を対象とした植樹活動を実施するなど、市民との連携を図ります。



▲ 水源の森植樹祭の様子

【中山間地と市街地のバッファとなる里山の保全】

● 竹林の拡大防止

市街地縁辺部にある里山においては、竹林が拡大しており、竹林の拡大による森林の機能低下を抑制するとともに里山としての生物多様性を確保するために、竹林の伐採活動の推進や伐採した竹の有効活用の検討により、竹林の拡大防止を図ります。



▲ 荒廃している竹林

● 里山の活用・保全

市街地の周囲に残る山林は、生物の生息・生育環境や、都市の良好な自然環境の形成に寄与しており、これらの山林を市街地周辺の貴重な里山として、グリーンインフラの一部として保全を図ります。



▲ 城山からみた市街地の様子

【河川の水辺環境の保全】

● 河川周囲の山林も合わせた河川環境の保全

河川は、その周りの山林も合わせて一体の環境を形成しており、生物の生息・生育空間の充実や生態系ネットワークを構築し、治水・利水面を考慮したグリーンインフラの取組みを進めながら、自然環境の保全に努めます。



▲ 錦川とその周囲の環境

● 親水空間の整備・保全

河川は、治水・利水面だけでなく、人々の生活に潤いを与えるとともに、レクリエーションの場として、欠かせないものです。そのため、治水・利水面とのバランスをとりながら、市民が水と親しむことのできる親水空間づくりを推進します。



▲ 横山の河川敷

【海岸や干潟の保全】

● 通津、由宇などの海岸の保全

通津から由宇にかけての海岸は、水質や景観等の自然環境を保全するとともに、瀬戸内海国立公園の良好な眺望を活かし、市民のレクリエーションの場としての活用を図ります。



▲ 潮風公園みなとオアシスゆう

● 河口干潟の保全

今津川、門前川の河口部に形成された干潟は、底生生物や汽水性の魚類の生息空間となっており、更にチュウサギやホウロクシギをはじめサギ類やガンカモ類等鳥類の渡来地となっていることから、豊かな生物の生息空間の保全を図り、生物多様性の確保に努めます。



▲ 門前川河口付近

【農地の保全】

● 農地の保全

農地は、農作物の供給だけでなく、地域景観の形成や生物の生息空間など多様な機能を有しており、農林水産省の各種交付金を農家への支援策として活用し、農地の保全を図ります。



▲ 田園風景

● 遊休農地の活用

農地所有者の高齢化などにより、耕作が行なわれていない遊休農地は、市民農園や体験農業の場など、新たな農業従事者の育成支援等により、農地としての維持・活用を図ります。

● 新規就農者の確保・育成

農地の保全を図るためには、担い手である就農者を確保することが重要であることから、各種農業施策により、営農意欲の高い担い手の確保を図ります。

基本方針2 景観形成と歴史・文化の背景としてのみどりを育む**【岩国市のシンボルとなる山林の保全】****● 風致地区の指定による山林の保全**

錦帯橋風致地区風致保全方針に基づき、城山等の山林について、錦帯橋風致地区の指定を継続することにより保全を図ります。



▲ 錦帯橋風致地区

【特徴的な農地の保全】**● ハス田の保全**

市街地周辺のまとまった農地である尾津のハス田は、特産品の岩国れんこんを生産する場であるだけでなく、良好な自然環境の創出や生物の生息空間などの多様な機能を有しています。今後も、貴重なみどりの空間であるハス田の保全を図ります。



▲ 尾津のハス田

● 棚田の保全

市内には、やまぐち棚田 20 選に選出されている上沼田の棚田や本谷の棚田がありますが、それ以外に、祖生の棚田、神東の棚田などがあり、農業生産の場であるとともに、洪水防止や生物の生息空間、良好な田園景観を有しており、棚田を次世代へ引き継いでいくために、保全を図ります。



▲ 神東の棚田

【市花・市木などの特徴的な樹木等の保全と創出】

● サクラ・クスノキの保全と創出

市花であるサクラは、市内の各所に植えられ、地域住民の憩いの場を提供しているだけでなく、錦帯橋周辺などは観光の名所となっています。また、市木であるクスノキは、楠町のクスノキ巨樹群が、山口県指定天然記念物に指定されており、市の特徴的な景観の一つとなっています。本市のシンボルである、サクラ及びクスノキ等の保全と創出を図ります。



▲ 錦帯橋周辺のサクラ



▲ 楠町のクスノキ巨樹群

● みどりを守り・育てる仕組みづくりプロジェクト

市花、市木を中心とした市内のみどりを今後も魅力あるものとするために、みどりを守り・育てる仕組みづくりプロジェクトを重点プロジェクトとして位置付け、第7章で詳述します。

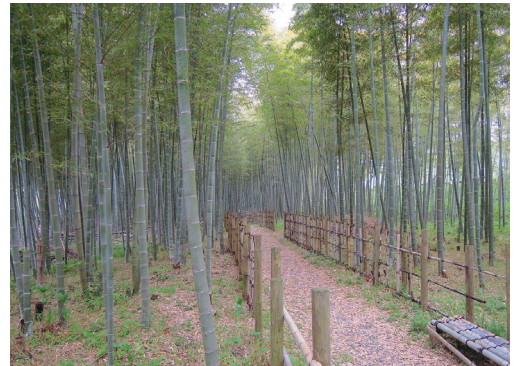
みどりを守り・育てる仕組みづくりプロジェクトの検討にあたっては、「岩国市のみどりを考える会」において3回のワークショップを実施し、方針やこれから実施すべきことについて議論しました。



▲ 岩国市のみどりを考える会の様子

● 錦川沿いの美竹林の保全

かつては日本三大美竹林の一つとして挙げられた錦川沿いの竹林は、錦川と一体となって、本市の代表的な自然景観を形成しています。また、藩制時代に錦川の治水のために植えられたと言われており、歴史的にも重要です。しかし、近年、管理不足による荒廃も見られるようになったことから、管理体制や仕組みの構築などにより、市の代表的な自然景観である錦川沿いの美竹林の保全を図ります。



▲ 錦川沿いの美竹林

【みどりによる市の玄関口の演出】

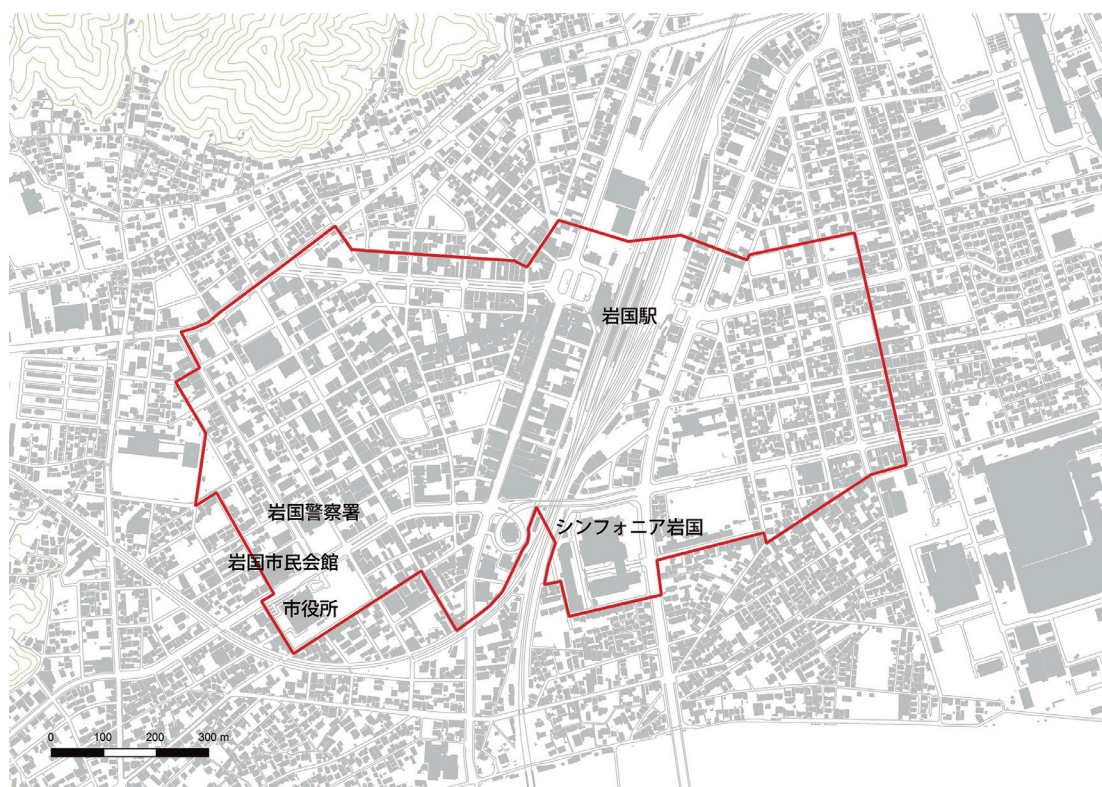
● 岩国市中心市街地活性化基本計画エリア内の緑化重点地区の指定

岩国駅周辺の中心市街地は、本市の玄関口の一つであり、本市の顔と呼べる場所であることから、中心市街地活性化基本計画に基づき、活性化に向けた取組を進めています。当該エリアは、本市のモデルとなるべき地区であり、中心市街地を緑化モデル地区として位置付け、緑化重点地区の指定などにより、緑化の推進を図ります。

緑化重点地区とは、都市計画区域内において「緑化の推進を重点的に図るべき地区」であり、これからのみどりのまちづくりにおけるモデル地区となり、公園・緑地の整備、緑化を重点的に推進し、その動きを市内の他地域に広げていく役割を持った地区です。

よって、中心市街地活性化基本計画エリア内を市の緑化重点地区として指定し、緑化の推進を図ります。

緑化重点地区の具体的な整備方針や施策については、重点プロジェクトの一つとして、第7章にて詳述します。



▲ 緑化重点地区の指定範囲

基本方針3 暮らしの安全・安心を担保するみどりを育む**【安全・安心を担保するみどりの保全】****● 森林法等に基づく、防災のための山林の保全**

各種の公益的機能を高度に発揮させるために、森林法に基づき指定された森林である保安林について、各種の指定目的を踏まえ、行為制限により保全を図ります。

また、その他の山林についても、山林の持つ災害防止機能や水源涵養機能などを十分に発揮させるために保全を図ります。

● 防災のための農地の保全

農地は、農作物の供給だけでなく、雨水の貯留などの防災機能も有しており、都市の防災機能を維持・向上させるために、農地の保全を図ります。

● 防災のための河川の保全

水害を防止するために、生態系や水辺環境を考慮しながら堤防の整備などにより河川を適切に保全・整備します。

【避難場所としてのオープンスペースの活用】**● 広域避難場所に指定されている大規模公園の防災機能の強化**

岩国市地域防災計画において、大火災や大地震、津波などが発生した際に、多くの人が避難のために集まることができる大きな空地がある場所を広域避難場所として指定しています。都市公園としては吉香公園、岩国運動公園、玖珂総合公園が指定されており、その他公共施設緑地としては由宇グラウンド、玖珂グラウンド、本郷農山村広場、美和総合グラウンドなどが指定されています。これらの広域避難場所は、大規模災害時の避難の拠点となるよう、防災機能の強化を図ります。



▲ 岩国運動公園

● 一時的な避難機能を有した街区公園の整理と周知

地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に延焼防止あるいは一時的な避難場所として重要な役割を担っている街区公園について、機能等の整理を行い、また、これらの公園に関する情報を発信します。



▲ 一時避難可能な街区公園

● 多目的広場（愛宕山地域）の整備

愛宕山地域の多目的広場は、本市の医療・防災交流拠点の中核施設として、平常時にはみどり豊かで誰もが親しみ、憩い・集える広場として、災害時には岩国医療センターやいわくに消防防災センターと連携し、災害対策活動の拠点として機能を発揮する広場として整備します。



▲ 多目的広場の整備後のイメージ（上：平常時、下：災害時）

基本方針4 市民の暮らしの質を向上させる身近なみどりを育む**【公園の再編・再生】****● 公園の再編・再生プロジェクト**

本市の公園施設の多くは老朽化が進行しており、市民のニーズとの不整合や安全性の低下が懸念されます。また、公園の配置状況を見ると、岩国地域に公園が集中しており、居住地に公園があまりない地域があるなど偏りがあり、今後の少子高齢化、人口減少を見据え、公園全体の再編について考える必要があります。

そこで、公園の再編・再生プロジェクトを重点プロジェクトとして位置付け、第7章にて詳述します。

公園の再編・再生プロジェクトの検討にあたっては、「岩国市の公園のこれからを考える懇談会」において計4回の会議により、方針や公園の今後のあるべき姿などについて議論しました。



▲ 岩国市の公園のこれからを考える懇談会の様子

【未整備都市計画公園の整備など】**● 岩国運動公園の整備**

岩国運動公園は、岩国市スポーツ施設整備基本構想に基づき、整備計画を見直し、今後、計画に基づく整備を予定しており、市のスポーツ拠点として現況機能の過不足を踏まえ、機能拡充を図ります。

● 長期末整備都市計画公園の見直し

都市計画決定された公園のうち、長期末整備の都市計画公園について、社会情勢の変化や将来のまちづくりの進展に合わせた配置や整備などの検討を行います。

【その他公共施設緑地等の活用】

● その他公共施設緑地等の活用

都市公園と類似した機能を有している、グラウンドや多目的広場、農山村公園などの公共グラウンド等については、今後も適切な維持管理により、市民のレクリエーションの場、憩いの場として活用していきます。



▲ 周東中央グラウンド

【街路樹の整備・管理】

● 街路樹の整備

都市部の幹線となる道路においては、良好な景観を生み出すために、新規路線の整備においては、みどりの軸等を踏まえて重要な路線には、街路樹の整備を図ります。

また、街路樹の整備や樹種の選定にあたっては、地元住民とワークショップなども開催し、現地の生育環境を踏まえた植樹の検討を行います。



▲ 西岩国駅前 アメリカフウ

● 街路樹の維持管理

街路樹の樹種や歩道の幅員及び沿道の土地利用などに応じ、街路樹を道路空間に収まりよく維持していくため、大幅な枝抜きなどの剪定の改善や、剪定の時期を見直すことにより、適正な樹形を保ちながら、落ち葉の量の軽減に努めます。また、自治会などの地域住民との連携を図りながら、落ち葉の清掃などの協力を推進します。

● 街路樹のリニューアル

街路樹をリニューアルすることにより潤いのある都市空間を創出し、歩道及び中央分離帯の樹形不良の街路樹を、歩行者の安心・安全を考慮した地域にふさわしい樹木への植え替えの検討をします。



▲ 元町錦見線 ウバメカシ

● 街路樹の意識啓発

街路樹は、落ち葉や害虫等の問題により、周辺住民の負担になっている実情がありますが、街路樹等の道路への緑化は、良好な都市景観の形成に重要な役割を果たすと共に、騒音や排気ガスの拡散を防ぎ、火災の延焼を防止する効果など、多様な機能を有しています。そこで、街路樹やみどりの果たす役割を市民に浸透させる啓発活動を実施します。

【市街地の緑化の推進】

● 公共空間の緑化の推進

公園や公共施設の敷地内に、花壇整備やプランターの設置などを市民と協働で行い、公共空間の緑化の推進を図ります。



▲ 海士路団地街区公園

● 公共建築物の屋上・施設内・壁面緑化の推進

市役所本庁舎などでは、屋上・施設内・壁面緑化（緑のカーテン）が進められています。

建築物の緑化により、市街地内の潤いの向上やヒートアイランド現象の緩和、都市生態系の向上などが期待され、今後においては、学校、図書館、公民館、各庁舎なども含め、緑化の推進を検討していきます。



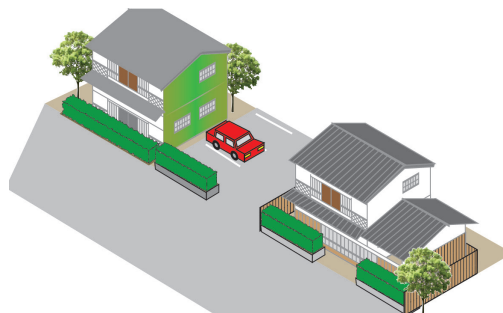
▲ 市役所本庁舎の屋上緑化



▲ 市役所本庁舎内の緑化

● 住宅地緑化の啓発の推進

住宅地の緑化は、潤いのある快適な住環境の創出や都市景観の形成において重要となるため、適切な緑化の取組みについて、啓発の推進をします。



▲ 住宅地の緑化イメージ

● 緑地協定等による緑化の誘導

本市では、玖珂町台の橋団地において緑化協定が締結されており、当該区域内の緑化を図り、良好な住環境の創出を図っています。今後新たに開発される地区においては、緑地協定等により、緑化を誘導し、みどり豊かで良好な住環境の創出を図ります。



▲ 玖珂町台の橋団地

※緑地協定とは（参考資料）

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、まちを良好な環境にすることができます。

協定には45条協定、54条協定の2種類があります。45条協定は別名、全員協定とも言い、既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長認可を得るものです。54条協定は別名、一人協定とも言い、開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮するものです。

緑地協定では、以下の内容を定めることができます。

- 緑地協定の目的となる土地の区域
- 保全又は植栽する樹木等の種類、保全又は植栽する樹木等の場所、保全又は設置するかき・さくの構造、その他緑地の保全又は緑化に関する事項
- 緑地協定の有効期間（5年以上30年未満）
- 緑地協定に違反した場合の措置

● 民有地の壁面緑化等の推進

民有地の壁面緑化の取り組みのひとつとして環境への意識の向上にも役立つ、緑のカーテン設置を促進するキャンペーンを実施します。併せて、市民向けの講習会や普及啓発のための緑のカーテンを庁舎に設置します。



▲ 民有地緑化の例

基本方針5 みどりを守り・育てる体制や仕組みを育む

【公園の有効活用】

● 公園でのイベント開催

ホームページなどにより、公園内のイベントの開催について積極的な情報発信により、利用促進を図っていきます。



▲ イベントの例

● 公園の芝生化

本市では平成22年度より市が管理する公園において芝生化に取り組んでいます。芝生化をすると子どもの発育への効果（公園で遊ぶことが増えるなど）、美観の向上（見た目が緑で美しいなど）、環境への効果（二酸化炭素の吸収など）などの効果が期待できると同時に、公園の利用者の増加に寄与するため、今後も継続していきます。



▲ 公園芝生化の実施例（左上：本峠街区公園、左下・右：麻里布第三街区公園）

【公園の維持管理】

● 公園管理協力員制度の継続

本市の公園等においては、公園の円滑な運営及び管理を図るため、公園の維持管理に協力する活動を、個人または団体に依頼しています。この役割を担う方々を公園管理協力員といいます。公園管理協力員等は、市と地元の公園との連絡窓口（パイプ役）となり、公園の施設の保全、秩序の維持への協力や公園利用者への適正な利用方法の指導などを行います。今後も地域住民との連携により公園を維持管理していくために、公園管理協力員制度を継続していきます。

● トイレ清掃協力員制度の継続

本市の公園等においては、公園公衆トイレを清浄に保つため、トイレの維持管理に協力する活動を、個人または団体に依頼しています。この役割を担う方々をトイレ清掃協力員といいます。

今後も地域住民との連携により公園公衆トイレを維持管理していくために、トイレ清掃協力員制度を継続していきます。

● アダプト制度導入による維持管理

本市の公園において、市民がボランティアで行う清掃美化活動を実施することにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民と市と協働によるまちづくりを推進することを目的として、アダプト制度の導入を検討します。

【人とみどりのつながりの強化】

● 自然体験教室の充実

自然資源や歴史・文化資源等を発掘・活用し、体験交流の充実を図ります。また、これらの体験を通じた市民間の交流を促進します。



▲ 森林体験交流の様子

● 自然と触れ合う体験型旅行の誘致

玖北地域の豊かな自然の魅力をいかした体験型旅行の誘致・推進により、自然と触れ合う機会を創出するだけでなく、地域全体で都市部から住民を受け入れ、一緒になって体験することで、地域住民と都市部住民の交流を深めます。



▲ 豊かな自然に触れる体験型教育旅行

● 環境学習などの活動の推進

「ひまわり里親プロジェクト」など、環境学習を推進し、本市の将来を担う子ども達の自然に対する意識の向上を図ります。



▲ ひまわり里親プロジェクト

● 市民農園の普及促進

サラリーマン家庭や市街地の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいをづくり、子どもの体験学習などの様々な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てる市民農園が広がっています。本市には、美和町ほのぼの農園、由宇南沖・港町ふれあい農園などの市民農園がありますが、遊休農地などを活用し、市民農園の普及促進を図ります。



▲ 農業体験

【市民活動の支援制度の充実】

● 岩国市緑化推進委員会による支援

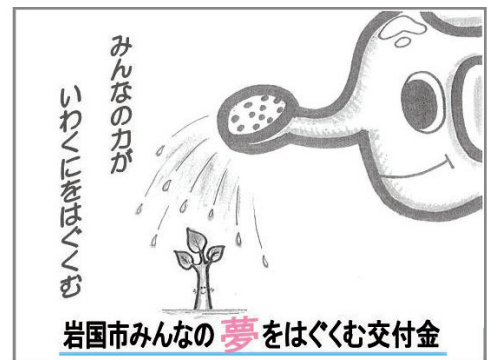
個人や団体、自治会等から寄せられた募金を、森づくりやみどりに関する人材育成に役立てる「緑の募金活動」の普及や当事業を活用した緑化活動を推進します。



▲ トフェスタでの緑の募金PR

● 交付金制度による支援

市民活動の活性化と新しい公共の担い手となる市民活動団体の発掘及び育成を図るため、市民活動団体が実施する公益事業の一部経費を市が助成する「みんなの夢をはぐくむ交付金」を活用し、農山漁村又は中山間地域の振興や環境保全活動の推進を図ります。



▲ 交付金マーク

【人と人のつながりの強化】

● 人的ネットワークの構築

本市では、様々な市民団体がみどりに関する活動を実践しています。しかし、各団体が個別に活動していくだけでは、現在各団体が抱えている問題を解決することは難しい状況があります。そこで、みどりや環境に関わる個別の市民団体などの各主体のネットワークを構築します。

● みどりに関する人材の育成

みどりの維持管理や環境学習に関する知識を得るための講座や勉強会などを開催し、みどりを次世代へ伝える人材育成の仕組み作りを検討します。

● 企業のCSR活動の促進

環境分野における企業の社会貢献活動に対する情報提供などにより、企業のCSR活動や環境活動への積極的な参画を促進します。

【活動に対する表彰制度】

● みどりの活動に対する表彰制度

花づくりを通して、環境の美化、青少年の健全育成、地域づくりに顕著な功績のあった団体や学校を表彰する花いっぱいコンクールなど、緑化やみどりの保全に関する取組みを実践している個人や事業者などを表彰する制度を推進します。



▲ 花いっぱいコンクール受賞事例（左：愛愛広場、右：宇佐川小学校）

【みどりの情報の発信強化】

● みどりに関する情報の一元化

市民から広く情報の募集を行うなど、市民とともに様々なみどりに関する情報の収集やデータベース化に取組み、情報管理の一元化を検討します。

● みどりに関する情報の発信

市の広報やホームページなどにより、みどりに関する活動や環境教育の取組、イベント情報などを積極的に発信します。